Ｋ４４６　顎関節授動術
　　１　徒手的授動術（パンピングを併用した場合）　990点
　　２　顎関節鏡下授動術　7,310点
　　３　開放授動術　22,820点
Ｋ４４７　顎関節円板整位術
　　１　顎関節鏡下円板整位術　18,810点
　　２　開放円板整位術　27,300点
（唾液腺）
Ｋ４４８　がま腫切開術　820点
Ｋ４４９　唾液腺膿瘍切開術　900点
Ｋ４５０　唾石摘出術（一連につき）
　　１　表在性のもの　640点
　　２　深在性のもの　3,770点
　　３　腺体内に存在するもの　6,550点
　注　２又は３の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。
Ｋ４５１　がま腫摘出術　5,950点
Ｋ４５２　舌下腺腫瘍摘出術　5,990点
Ｋ４５３　顎下腺腫瘍摘出術　9,480点
Ｋ４５４　顎下腺摘出術　9,670点
Ｋ４５５　顎下腺悪性腫瘍手術　28,210点
Ｋ４５６　削除
Ｋ４５７　耳下腺腫瘍摘出術
　　１　耳下腺浅葉摘出術　27,210点
　　２　耳下腺深葉摘出術　31,100点
Ｋ４５８　耳下腺悪性腫瘍手術
　　１　切除　28,210点
　　２　全摘　37,620点
Ｋ４５９　唾液腺管形成手術　11,360点
Ｋ４６０　唾液腺管移動術
　　１　上顎洞内へのもの　11,360点
　　２　結膜嚢内へのもの　14,070点
（甲状腺、副甲状腺（上皮小体））
Ｋ４６１　甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術
　　１　片葉のみの場合　8,480点
　　２　両葉の場合　10,760点
Ｋ４６２　バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）　20,800点
Ｋ４６３　甲状腺悪性腫瘍手術
　　１　切除　24,180点
　　２　全摘及び亜全摘　30,810点
Ｋ４６４　副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
　　１　副甲状腺（上皮小体）摘出術　15,680点
　　２　副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）　33,790点
Ｋ４６５　副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）　39,000点
（その他の頸部）
Ｋ４６６　斜角筋切断術　3,760点
Ｋ４６７　頸瘻、頸嚢摘出術　11,430点
Ｋ４６８　頸肋切除術　10,580点
Ｋ４６９　頸部郭清術
　　１　片側　20,960点
　　２　両側　28,900点
Ｋ４７０　頸部悪性腫瘍手術　35,830点
Ｋ４７１　筋性斜頸手術　3,720点

第７款　胸部

区分
（乳腺）
Ｋ４７２　乳腺膿瘍切開術　820点
Ｋ４７３　削除
Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術
　　１　長径５センチメートル未満　2,660点
　　２　長径５センチメートル以上　6,730点
Ｋ４７４－２　乳管腺葉区域切除術　12,820点
Ｋ４７４－３　乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）　6,240点
Ｋ４７５　乳房切除術　6,040点
Ｋ４７５－２　乳癌冷凍凝固摘出術　6,040点
Ｋ４７６　乳腺悪性腫瘍手術
　　１　単純乳房切除術（乳腺全摘術）　14,820点
　　２　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）　28,210点
　　３　乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）　22,520点
　　４　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））　42,350点
　　５　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの　42,350点
　　６　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの　42,350点
　　７　拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）　52,820点
　注１　放射線同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を併せて行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算１として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
　　２　放射線同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算２として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｋ４７６－２　陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術　7,350点
Ｋ４７６－３　動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）
　　１　一次的に行うもの　42,710点
　　２　二次的に行うもの　53,560点
Ｋ４７６－４　ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）　25,000点
（胸壁）
Ｋ４７７　胸壁膿瘍切開術　700点
Ｋ４７８　肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術　7,460点